

## 苦情・要望について

受付期間：令和4年11月1日～令和5年3月31日まで

1. 受付期間中に各事業所への苦情・要望はありませんでした。

今後とも、利用者・入居者の皆様に安心・安全なサービスの提供を心掛けてまいります。